

五戸町高校生応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校への就学に伴い、町外の高等学校へ安心して広域通学できる環境を確保するとともに、経済的負担の軽減を図るため、高校生の保護者に対し、当該年度の予算の範囲内において、五戸町高校生応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる次の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高校生 五戸町内に住所を有する者（自宅からの通学困難を理由に下宿等に居住する者を含む。）であって、かつ、次に掲げる学校教育法第1条に規定する学校（以下「高等学校等」という。）に在籍する生徒をいう。

ア 高等学校

イ 高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）

ウ 特別支援学校（高等部に限る。）

(2) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する「保護者」をいい、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、高校生を現に監護する者をいう。

(3) 通学定期券 岩手県北自動車株式会社が令和4年3月1日以降に発行するバス通学定期乗車券であって、町内と町外を結ぶバス区間のものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、高校生の保護者とする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、原則、交付の対象としないものとする。

(1) 補助対象者を含む世帯の方に、町税等の滞納がある場合

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している場合

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、22,000円とし、12か月往復通学定期券を購入して高等学校等に通学している場合は、18,000円を加算して交付するものとする。ただ

し、同一の通学定期券による加算は1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、五戸町高校生応援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)を町長に申請しなければならない。ただし、4月1日から3月31日までの期間内1回限りとする。

(補助金の交付決定兼確定の通知)

第6条 町長は、第5条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、五戸町高校生応援補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に支払われているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助の決定を受けたとき

(2) 法令またはこの要綱に違反したとき

(3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(令和4年3月16日 五戸町告示第42号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月22日 五戸町告示第84号)

この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

附 則(令和5年3月16日 五戸町告示第26号)

この要綱は、告示の日から施行する。

五戸町長 若 宮 佳 一 様

申請者
(保護者)

住所
氏名
電話番号

印

五戸町高校生応援補助金交付申請書兼請求書

五戸町高校生応援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり五戸町高校生応援補助金の交付を申請し、請求します。また、内容審査のため、世帯全員の住所情報、町税等の収納状況及び生活保護受給状況を照会することに同意します。

1 基本情報

ふりがな 高校生氏名		住所	※保護者と住所が異なる場合のみ記入		
学校名・学年・学科	学校・（年）・科				
振込先口座	金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義カナ
※保護者名義					
<input type="checkbox"/> 世帯員全員に町税（住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の未納がないこと、生活保護世帯でないことを確認して、申請します。					

2 申請額 22,000円 → 3に進んでください。

40,000円 → レファレンスシートの内容を記入して終わりです。

バス停～	バス停	年 月 日～
------	-----	--------

3 登下校の交通手段※最も頻回なケースを記入。町外に居住の場合は記入不要です。

登校時	下校時
<input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> 電車 <input type="checkbox"/> スクールバス <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 路線バス（ <input type="checkbox"/> 定期券※ <input type="checkbox"/> ハチカ <input type="checkbox"/> 現金）	<input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> 電車 <input type="checkbox"/> スクールバス <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 路線バス（ <input type="checkbox"/> 定期券※ <input type="checkbox"/> ハチカ <input type="checkbox"/> 現金）

※定期券の購入について、該当欄にチェックしてください。

1か月定期（毎月 その他の時期（ ））

3か月定期（月・月・月・月） 6か月定期（月・月）

様

五戸町長 若 宮 佳 一

五戸町高校生応援補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付け文書で申請のあった五戸町高校生応援補助金については、五戸町高校生応援補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付の決定及び額の確定をしたので通知します。

補助金は、あなたが指定した口座に下記のとおり振込みいたします。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 振込予定日 令和 年 月 日

【説明】

（補助金の返還等）

第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に支払われているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）虚偽の申請その他不正な手段により補助の決定を受けたとき
- （2）法令またはこの要綱に違反したとき
- （3）その他町長が不相当と認める事由が生じたとき